

もくじ

- まんど作りの紹介 1
- 農業委員会法の改正 2
- 遊休農地の解消にご協力を 3
- 農業者紹介、質問コーナー、お知らせ、編集後記 4

平成28年9月1日発行 南箕輪村農業委員会
 発行責任者：会長 北條欣一
 編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会
 〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
 TEL.0265-72-2180 FAX.0265-73-9799
 E-mail:nougyou-d@vill.minamiminowa.nagano.jp



「まんど」を作ってお盆の準備はOK!

お盆に先祖の霊を迎える伝統行事「振りまんど」に使うまんど作りが行われました。大和泉神社でまんど作りを行ったのは、大泉まんど会の会員と地区の児童と保護者、関係者です。

約50人で170本のまんどを作成。材料となる大麦も、まんどのと地区のPTAが中心になって栽培しました。地域の農産物が地域の伝統行事を守り、そして親子、子から孫へ受け継がれて行きます。

私、頑張っています!



地元で農業に励まれている方を定期的に紹介します。今回は、大芝地区在住で家族と酪農を営んでいる小澤雄太さんです。



取材は今年の3月に完成した新しい牛舎にお邪魔して行いました。パソコンで管理できる最新の搾乳機械などが整備され、牛の頭数も五十頭から七十頭に規模を拡大した酪農家の後継者です。今回の取材中にも子牛が生まれて、大変お忙しい中でしたがご協力を頂きました。



取材は今年の3月に完成した新しい牛舎にお邪魔して行いました。パソコンで管理できる最新の搾乳機械などが整備され、牛の頭数も五十頭から七十頭に規模を拡大した酪農家の後継者です。今回の取材中にも子牛が生まれて、大変お忙しい中でしたがご協力を頂きました。

困っていませんか?

農業委員会へお寄せいただいた農地に関するお問い合わせの一部を紹介します。

質問

夫が先月亡くなり、夫名義の農地を妻である私の名義に変えたいのですが、農業委員会での手続を行えばよいのでしょうか?

回答

相続に起因して農地を取得するには、農業委員会での手続きではなく、民法などによる相続の手続きを行うこととなります。ただし、農地の相続手続きの終了後は、農地を管轄する農業委員会への届け出が必要となりますのでご注意ください。

全国農業新聞を購読しませんか?

農業委員会の系統組織「全国農業会議所」が発行する全国農業新聞を購読しませんか? 農業に関する情報が満載です。申し込みは農業委員会事務局まで。



毎週金曜日発行【毎月700円】

皆様からの農業に関する質問、ご意見、ご感想は読者の皆様と農業委員会の交流の場として次回以降の「農業委員会だより」の紙面へ掲載する場合があります。あらかじめご承知おきください。

南箕輪村農業委員会事務局
 〒399-4592 南箕輪村4825-1
 (役場産業課内)

編集を終えて

少し前までは、農地を含めて土地はありさえすれば何とかなる、とても貴重な存在でありました。ところが最近では、それが急速に変わってきています。農地の耕作放棄地が増え、借り手を探すのにも苦労するようになってきています。親が、先祖が、大切に守ってきた土地をこれからどうやって守ってゆくのかが問われています。グローバル化で世界と繋がり、何でも手に入るようになってきていても、テロや暴動、異常気象が多発し、今後は食料調達がどうなっていくかわかりません。食料はできるだけ地産地消で、安心安全なものを確保する時代になってくるかもしれません。私たちは、次の世代のために最良の状態での農地を引き渡せるよう知恵を出し合い、この地を守ってゆく努力が必要だと思います。それは皆様のご協力なしには成し遂げられないものです。

(編集委員 立石はつば)

農業委員会法が改正になりました

この改正により、農業委員会がその主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようになります。今回は変更になった主な点についてお知らせします。

1 農業委員業務の重点が明確化されました

農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であると明確化

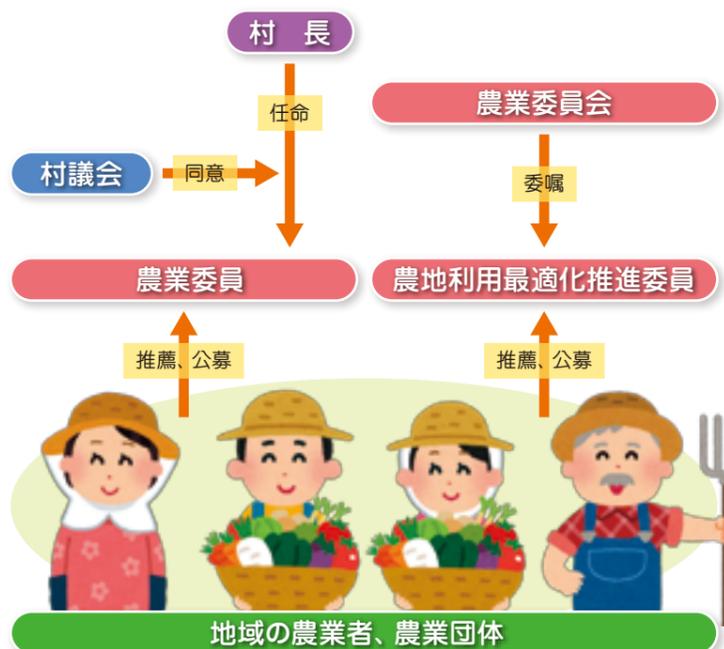
2 農業委員の選出方法が変わりました



3 農地利用最適化推進委員が新設されました

農地法に伴い農地審議を行う「農業委員」のほかに、農業委員会の委嘱で農地の利用調査、調整、現地確認を行う農地利用最適化推進委員を新設（任期：3年）

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任イメージ



遊休農地の解消にご協力ください

農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました

農業委員会では8月23日（火）から8月26日（金）にかけて、村内の農地利用状況について調査を行いました。過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、今後も農地の維持管理（草刈りや耕起等）が行われる見込みがない農地を遊休農地として判定しました。11月頃、遊休農地の所有者等に対し、その農地をどのように活用していくかの意向調査を実施します。

遊休農地の発生・解消にご協力ください

遊休農地を放置すると雑草等が繁茂することにより病害虫等が発生し、周辺農地の作物へ悪影響を及ぼす恐れがあります。

また、長年放置し続けると雑草から樹木へと育ってしまい、原野化してしまうことも危惧されます。原野化した農地を解消するためには多くの労力がかかり、土地としての価値も大きく失われてしまいます。そうなる前に対策を講じましょう。

地方税法の改正により平成29年から遊休農地の課税が強化されます

対象農地：遊休農地と判定された農地のうち、農地中間管理機構（長野県農業開発公社）との協議（農地中間管理機構に貸付ける旨）を勧告された農地や、意向調査によって意思表明せず、遊休農地を放置している場合等が該当します。

(1) 協議を勧告される農地

- ① 前年（平成27年）遊休農地と判定され、前年（平成27年）農地利用意向調査に未回答の場合
- ② 自作と回答した後も耕作が再開されない場合
- ③ 自ら所有権の移転・賃貸借権等の設定を行う意思を表明した場合においても、これらの権利の移転または設定が行われていない場合
- ④ 農業上の利用を行う意思がない場合

(2) 勧告の対象とならない農地

- ① 農地中間管理事業の対象とならない農地であった場合
- ② すでに農地中間管理機構に対して、貸し付けを行う申し出がされている場合
- ③ 農業振興地域外（青地・白地以外）の場合
- ④ 遊休農地解消を確認できた場合

- ⑤ 農地中間管理事業により農地の貸し付けができた場合

農地中間管理機構へ全農地を貸し付けた場合、農地の課税が軽減されます

(1) 対象者

所有する全農地を、新たに、まとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者（担い手等の借受者がいない場合は、機構は借り受けません。）

(2) 軽減の内容

- ① 新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税が、貸し付け期間に応じ1/2に軽減されます。
- ② 10年以上15年未満の貸し付け…3年間
- ③ 15年以上の貸し付け…5年間



農業委員会のウェブサイトをご活用ください!

農業経営の拡大や借り受けを検討されている方必見!

農業委員会では、村のウェブサイト内に農業委員会のサイトを設けてさまざまな情報を発信しています。農業委員の紹介、活動の報告、各手続きの方法のほかに、農地の貸し付け希望も掲載していますので、農業経

営の拡大や農地の借り受けを検討されている方は、さあアクセス!

南箕輪村農業委員会 検索